

令和 8 年 8 月 28 日

【照会先】

大分労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 糸永 教行

労働紛争調整官 川野 久美

(電話) 097 (532) 4025

報道関係者 各位

令和 7 年度個別労働紛争解決制度施行状況

～総合労働相談は 3 年連続 9,000 件超、「いじめ・嫌がらせ」が 3 年連続最多～

大分労働局（局長 秋山雅紀）は、令和 7 年度における個別労働紛争解決制度の施行状況について、次のとおり取りまとめました。

- 1 総合労働相談件数は 9,106 件と、3 年連続で 9,000 件を超え、高止まりの状況
- 2 民事上の個別労働紛争相談は 3,018 件と、依然として 3,000 件を超える高水準
- 3 「いじめ・嫌がらせ」が 745 件（20.5%）で 3 年連続最多

※ 「民事上の個別労働紛争」とは、労働条件その他労働関係に関する個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等違反に関するものなどを除く）のことです。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図る制度で、幅広い分野の労働問題の相談を扱う「総合労働相談（※1）」、労働局長による「助言・指導（※2）」、紛争調整委員会による「あっせん（※3）」の 3 つの方法があります。

大分労働局では、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

※1 「総合労働相談」

大分労働局と各労働基準監督署内の県内6か所（令和8年8月28日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応している。

※2 「助言・指導」

民事上の個別労働紛争について、大分労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭または文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

※3 「あっせん」

大分労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 令和2年6月、改正労働施策総合推進法が施行され（中小事業主においては令和4年4月1日から義務化）、職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の当該紛争に関するものは「いじめ・嫌がらせ」に計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上している（以下、本資料において同じ。）。

<参考>

同法に関する相談件数：598件

【別添資料】

別添1：個別労働紛争解決制度

別添2：個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

別添3：大分労働局の相談窓口をご活用ください

令和7年度 大分労働局における個別労働紛争解決制度の施行状況

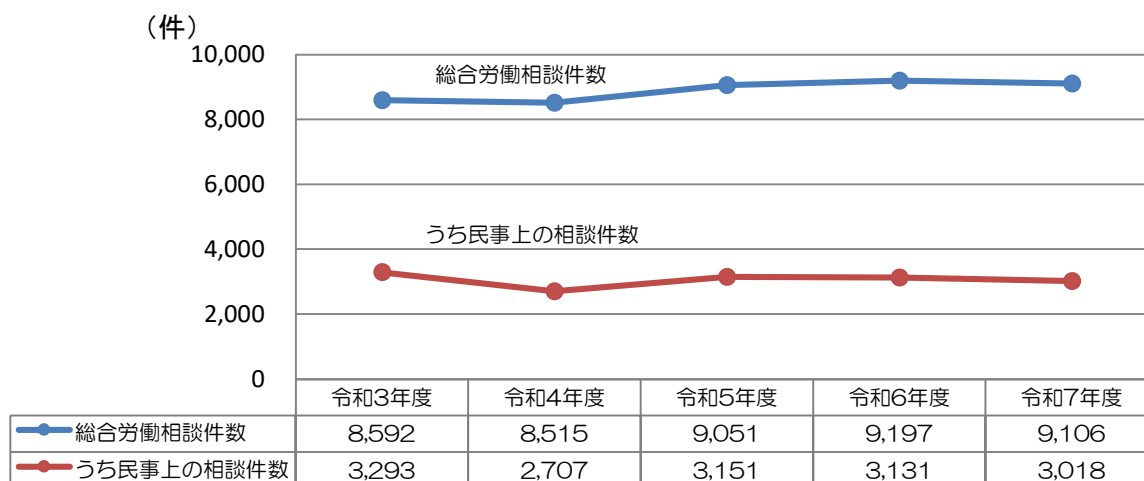
1 相談受付状況

大分労働局及び県下労働基準監督署内の計6か所に、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。

総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は、前年度比で1.0%減少したが、3年連続で9,000件を超え、高止まりの状況である。

このうち、個々の労働者と事業主との間の労働関係法令上の違反を伴わない「いじめ・嫌がらせ」、「退職勧奨」等のいわゆる民事上の個別労働紛争相談件数は3,018件で、高止まりの状況である（第1図参照）。

第1図 総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移



- (1) 民事上の個別労働紛争相談内容の内訳は、3,018件と前年度比で3.6%減少し、その内訳は多いものから次の順となっている（第2図参照）。

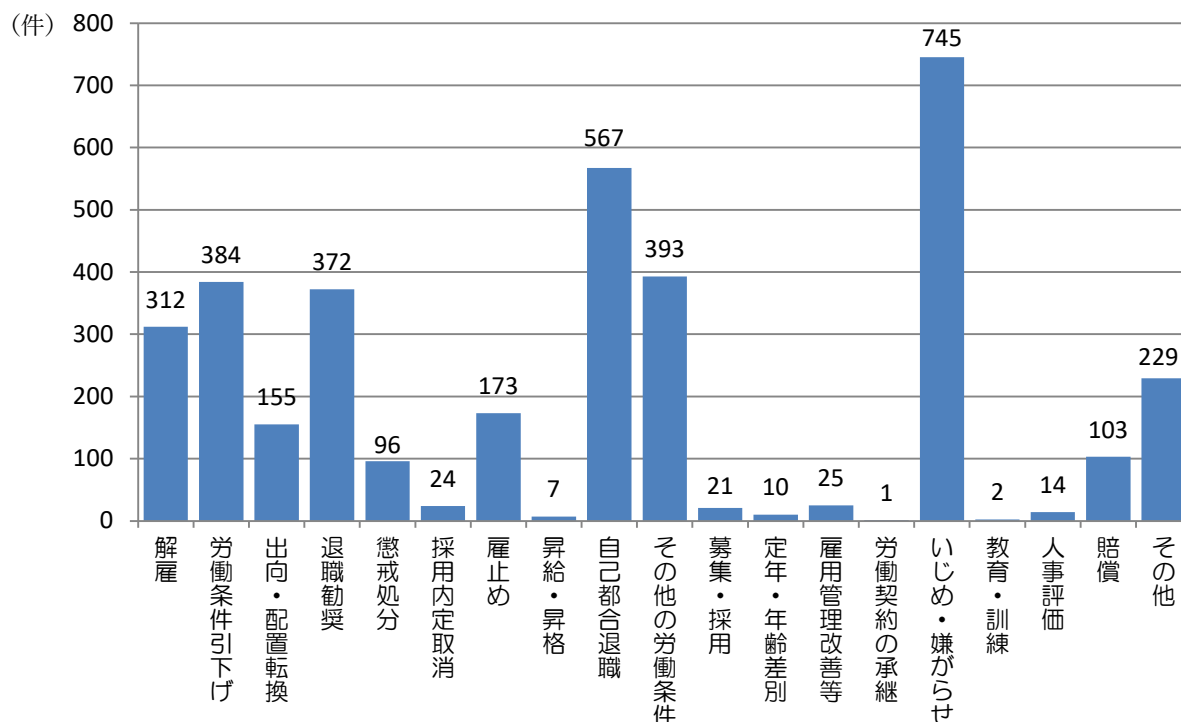
「いじめ・嫌がらせ」・・・745件（20.5%）
「自己都合退職」・・・567件（15.6%）
「その他の労働条件」・・・393件（10.8%）
「労働条件引下げ」・・・384件（10.6%）
「退職勧奨」・・・372件（10.2%）
「解雇」・・・312件（8.6%）
「雇止め」・・・173件（4.8%）
「出向・配置転換」・・・155件（4.3%）

※ 一人の相談者から複数の内容にまたがる相談が寄せられた場合には、複数の相談内容を件数として計上している。

- (2) 「いじめ・嫌がらせ」は前年度比16.7%減少、「自己都合退職」は同16.7%減少、「その他の労働条件」は同3.2%減少、「解雇」は同0.3%増加、「退職勧奨」は同8.1%減少、「労働条件引下げ」は同4.1%増加、「雇止め」は同13.8%増加、「出向・配置転換」は同20.2%増加が認められる。（第3図参照）

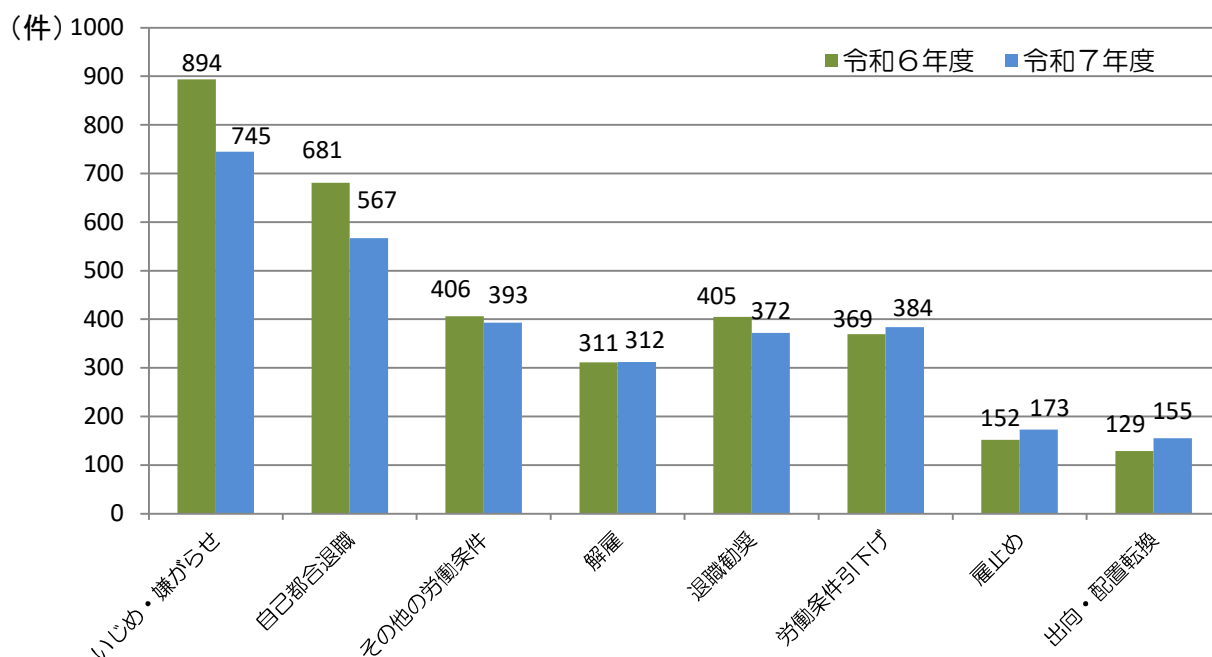
- (3) 相談者の種類は、労働者からの相談2,593件（85.9%）、事業主からの相談249件（8.3%）となっている。
- (4) 相談があった労働者の就労形態を見ると、「正社員」が1,256件（41.6%）、「短時間労働者」が534件（17.7%）、「有期雇用労働者」が256件（8.5%）、「派遣労働者」が116件（3.8%）となっている。（※その他・不明・未確認856件）

第2図 民事上の個別労働紛争相談内容の内訳



※ 一人の相談者から複数の内容にまたがる相談が寄せられた場合は、各々の項目に計上しているため、第1図の件数と一致しない。

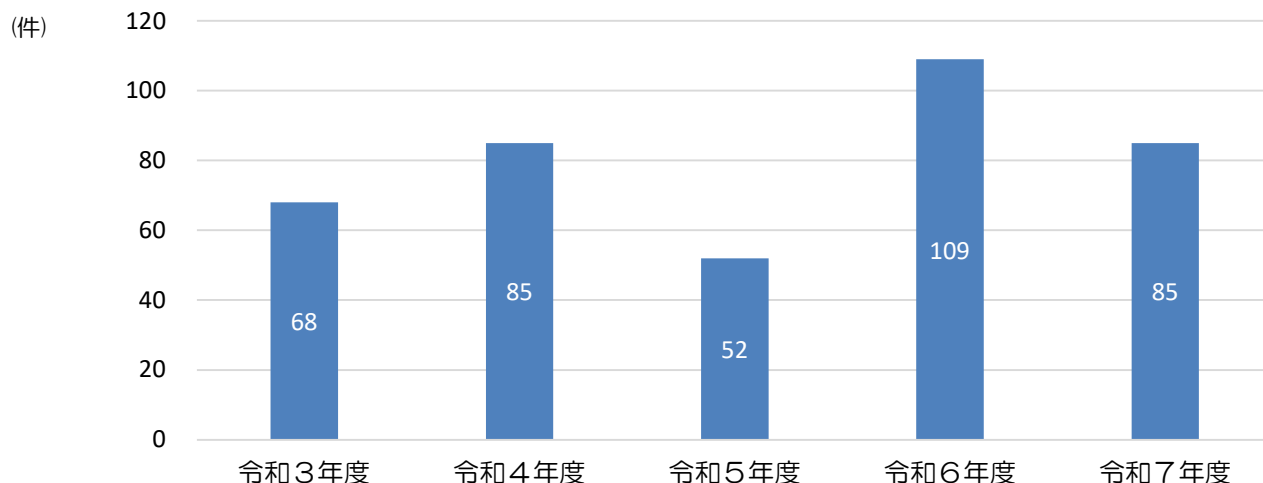
第3図 民事上の個別労働紛争相談内容の内訳の比較



2 大分労働局長による助言・指導

令和7年度における個別労働紛争解決制度のうち「助言・指導」申出件数は85件であり、前年度比で22.0%減少となった（第4図参照）。

第4図 助言・指導申出件数の推移



(1) 申出の主な内容の内訳は、多いものから次の順となっている（第5図参照）。

「いじめ・嫌がらせ」・・・28件（24.6%）

「その他の労働条件」・・・20件（17.5%）

「労働条件引下げ」・・・10件（8.8%）

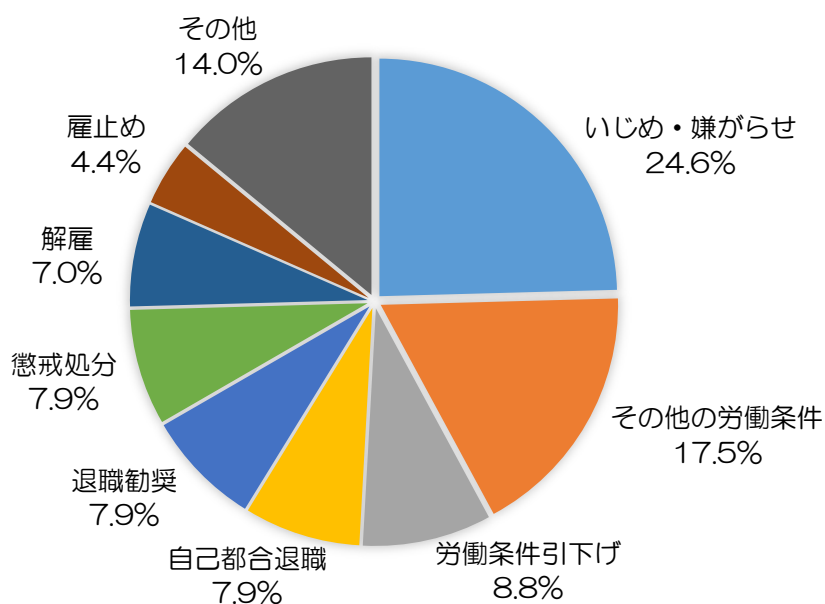
「自己都合退職」・・・9件（7.9%）

「退職勧奨」・・・9件（7.9%）

※ 一人の相談者から複数の内容にまたがる申出が寄せられた場合には、複数の申出内容を計上している。

(2) 令和7年度に助言・指導に係る手続きを終了した件数は86件（年度内に処理が終了した件数で、令和6年度からの繰越事案を含む）であり、そのうち助言・指導を行った件数は83件である。

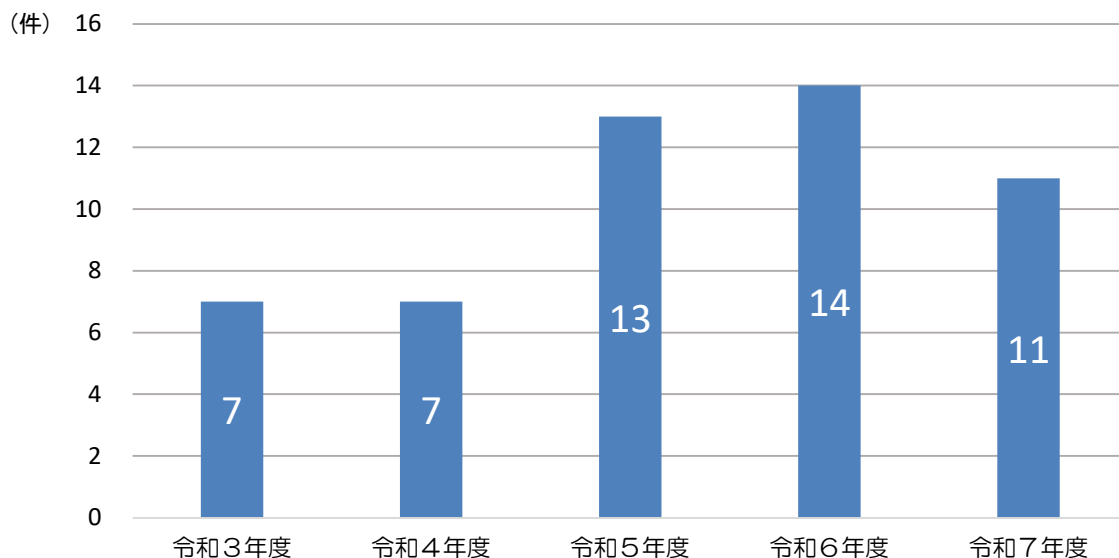
第5図 助言・指導申出内容の内訳



3 大分紛争調整委員会によるあっせん

令和7年度における個別労働紛争解決制度に係る「あっせん」申請受理件数は11件であり、対前年度比で3件減となった（第6図参照）。

第6図 あっせん申請件数の推移



◇ 令和7年度における大分紛争調整委員会による「あっせん」の内容等

- (1) 申請の内容は、「いじめ・嫌がらせ」が4件、「解雇」が2件、「懲戒処分」が2件、「労働条件引下げ」「出向・配置転換」「退職勧奨」「その他労働条件」がそれぞれ1件である。
- (2) 令和7年度のあっせんの解決状況については、令和7年度で処理が終了した15件のうち合意が成立したものが7件、取下げが1件、紛争当事者の意見の隔たりが大きく合意に達しないなどの理由により、あっせんが打ち切られたものが7件である。

※ 一人の相談者から複数の内容にまたがる申請が寄せられた場合には、複数の申請内容を計上している。

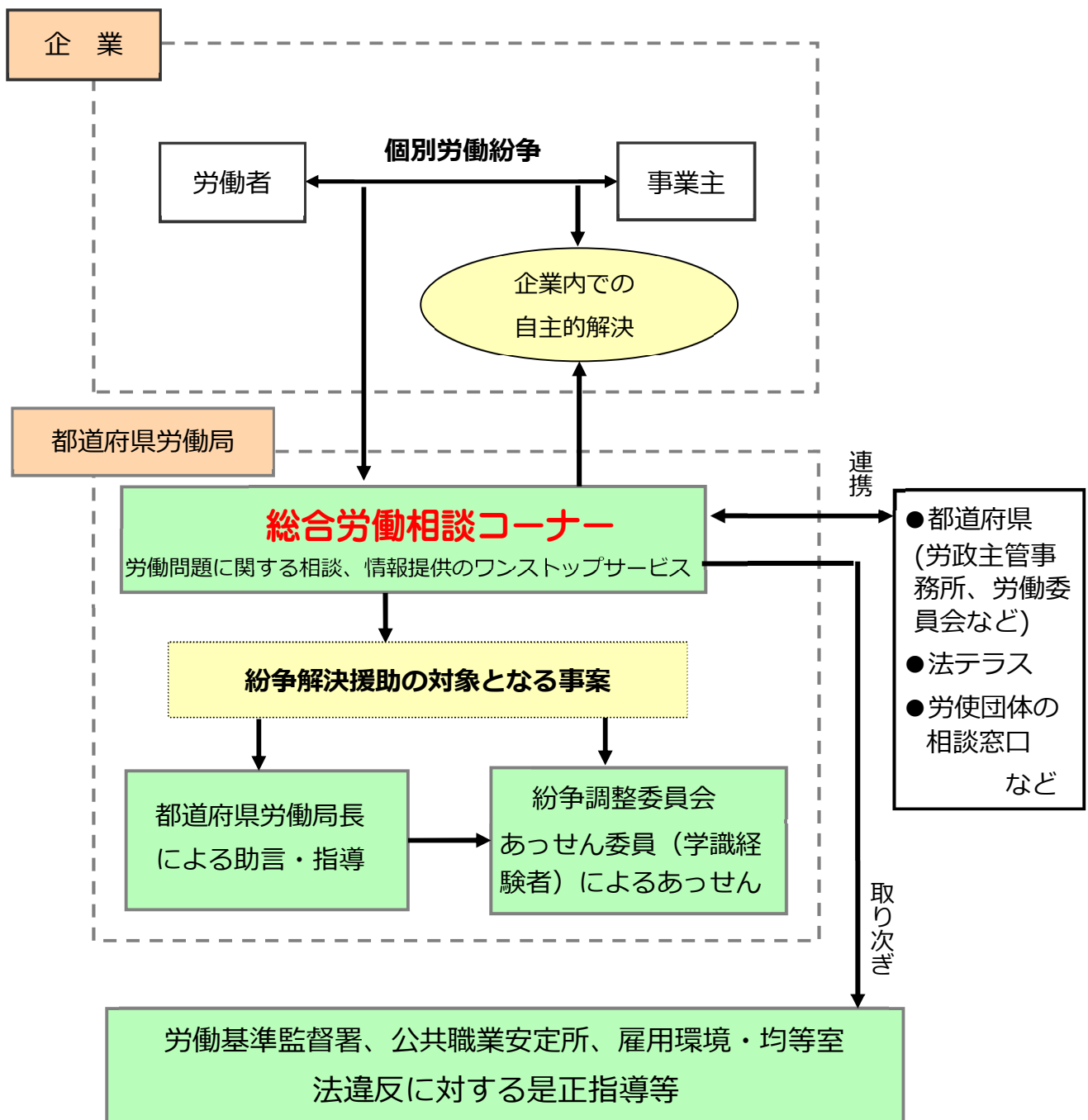
○紛争調整委員会とは・・・

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されたあっせん委員が、個別労働紛争の解決に向けてあっせんを実施するものである。

個別労働紛争解決制度

別添 1

- ・「総合労働相談」とは、大分労働局、各労働基準監督署内の計6か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応している。
- ・「助言・指導」とは、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度である。
- ・「あっせん」とは、都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度である。



個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣 旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることに鑑み、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概 要

(1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

大分労働局の相談窓口をご活用ください

別添 3

総合労働相談コーナー

大分労働局では総合労働相談コーナーにおいて総合的な労働相談を行っています。
労働問題に関するあらゆる分野の相談などへのワンストップサービスに努めています。

●大分労働局雇用環境・均等室

総合労働相談コーナー 電話 097-536-0110

大分市東春日町17-20 大分県ソフトパーク内 大分第2ソフィアプラザビル3階

●大分総合労働相談コーナー 電話 097-535-1512

大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階 大分労働基準監督署内

●中津総合労働相談コーナー 電話 0979-22-2720

中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2階 中津労働基準監督署内

●佐伯総合労働相談コーナー 電話 0972-22-3421

佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階 佐伯労働基準監督署内

●日田総合労働相談コーナー 電話 0973-22-6191

日田市淡窓1-1-61 日田労働基準監督署内

●豊後大野総合労働相談コーナー 電話 0974-22-0153

豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4階 豊後大野労働基準監督署内

なお、労働基準法・労災保険・職場での安全衛生などに関するご相談は労働基準監督署、
求人・職業紹介・雇用保険などに関するご相談は公共職業安定所（ハローワーク）で受け付けています。

大分労働基準監督署 電話 097-535-1511

中津労働基準監督署 電話 0979-22-2720

佐伯労働基準監督署 電話 0972-22-3421

日田労働基準監督署 電話 0973-22-6191

豊後大野労働基準監督署 電話 0974-22-0153

大分公共職業安定所 電話 097-538-8609

別府公共職業安定所 電話 0977-23-8609

中津公共職業安定所 電話 0979-24-8609

日田公共職業安定所 電話 0973-22-8609

佐伯公共職業安定所 電話 0972-24-8609

宇佐公共職業安定所 電話 0978-32-8609

豊後大野公共職業安定所 電話 0974-22-8609